

事務連絡
平成20年5月13日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(オーストラリア産大麦及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき実施しているところです。

今般、国内での自主検査の結果、オーストラリア産大麦において基準値を超えるアミトラズ及びフィプロニルが検出されたとの情報を入手したことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしく願います。

記

- 1 対象食品
オーストラリア産大麦及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目
残留農薬（アミトラズ及びフィプロニルを含む。）
- 3 備考
本船にバルク形態で積載されたものの輸入届出を受理した場合は、その都度、企画情報課検疫所業務管理室に当該検査を実施するか否か照会すること。